

諮問日：令和3年12月27日（令和3年度（情）諮問第39号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（情）答申第6号）

件名：東京地方裁判所において司法記者クラブに対して開廷表を提供する際の取扱いが書いてある文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京地裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、「「民事班その他の業務」と題する書面」及び「「配布物早見表」と題する書面」を特定し、各文書の抜粋部分（以下、併せて「本件対象文書」という。）に係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和3年11月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件不開示部分が法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、本件不開示部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及

び内容が記載されており、これが公になると、報道機関による取材活動の方法等が明らかとなるとともに、それに対する裁判所の一般的な対応についても明らかになるおそれがあり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年4月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されていることが認められる。これが公になると、報道機関による取材活動の方法等とともに、これに対する裁判所の一般的な対応について推知され、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係が損なわれると認められることから、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子